

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

当社は、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念」のもと、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と発展を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

(2) 経営体制

当社は、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。

執行役員制度を導入し、経営意思決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行を担う「執行役員」の役割を明確化してグループ経営管理の強化を図っています。また、経営から独立した社外人材の視点を取り入れて監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行うため、取締役13名(男性12名、女性1名)のうち4名、監査役5名(男性5名)のうち3名を社外から選任しています。また、取締役会の内部委員会として、「人事委員会」「報酬委員会」を設置し、委員の過半数および委員長を社外取締役としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	52,610,933	8.31
日本生命保険相互会社	36,325,258	5.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	28,085,100	4.43
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	22,107,823	3.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	21,744,800	3.43
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	16,503,859	2.61
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	10,692,363	1.69
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	9,069,339	1.43
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,562,901	1.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	6,547,300	1.03

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
渡邊 顯	弁護士													
角田 大憲	弁護士													
小川 是	他の会社の出身者													
松永 真理	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 顯	○	[重要な兼職の状況] 成和明哲法律事務所弁護士 ジャパンバイル株式会社取締役 ダンロップスポーツ株式会社社外取締役 前田建設工業株式会社社外取締役 株式会社ファーストリテイリング社外監査役 株式会社KADOKAWA・DWANGO社外監査役	法曹としての知識や経験を当社の経営に反映していただくため。 法曹としての専門的な知識や経験を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
角田 大憲	○	[重要な兼職の状況] 中村・角田・松本法律事務所弁護士	法曹としての知識や経験を当社の経営に反映していただくため。 法曹としての専門的な知識や経験を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
小川 是	○	[重要な兼職の状況] —	財政・金融に関する幅広い知識及び経営者としての経験を当社の経営に反映していただくため。 財政・金融に関する幅広い知識及び経営者としての経験を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
松永 真理	○	[重要な兼職の状況] テルモ株式会社社外取締役 ロート製薬株式会社社外取締役	社会、文化、消費生活などに関する幅広い知識や経験を当社の経営に反映していただくため。 社会、文化、消費生活などに関する幅広い知識や経験を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

透明性確保のため、取締役会の内部委員会として「人事委員会」および「報酬委員会」を設置しています。なお、各々の委員会は5名の委員で構成し、委員の過半数および委員長は社外取締役から選任しています。

- ・人事委員会
当社の取締役・監査役・執行役員の候補者および当社が直接出資するグループ国内保険会社の取締役・監査役の選任等の重要な人事事項について審議し、取締役会に助言します。
- ・報酬委員会
当社の取締役・執行役員の報酬および当社が直接出資するグループ国内保険会社の役員報酬体系等について取締役会に助言します。報酬委員会がその機能を十分に発揮するため、当社は、報酬委員会メンバーである社外取締役の所属企業(または法人)との間で取締役または監査役の相互兼任を行っていません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	6名
監査役員の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況については、定例の打合せ会により監査計画、監査実施状況、監査結果等に関して、会計監査人から報告・説明を受けます。また、必要に応じ会計監査上の諸問題について意見・情報交換を行います。一方、監査役と内部監査部門の連携状況については、定期的に連絡会を開催し、監査方針、監査の実施状況等について意見・情報交換を行います。また、内部監査部門による監査結果は、全件監査役に報告します。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安田 莊助	公認会計士													
野村 晋右	弁護士													
手塚 裕之	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安田 莊助	○	[重要な兼職の状況] 仰星監査法人特別顧問 仰星税理士法人代表社員	公認会計士としての知識や経験を当社の監査に反映していただくため。 公認会計士としての専門的な知識や経験を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
野村 晋右	○	[重要な兼職の状況] 野村総合法律事務所弁護士 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外取締役 大日本印刷株式会社社外監査役	法曹としての知識や経験を当社の監査に反映していただくため。 法曹としての専門的な知識や経験を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
手塚 裕之	○	[重要な兼職の状況] 西村あさひ法律事務所弁護士 昭和電工株式会社社外監査役	法曹としての知識や経験を当社の監査に反映していただくため。 法曹としての専門的な知識や経験を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	7名
その他独立役員に関する事項	

1. 当社では、社外取締役4名と社外監査役3名を選任しています。いずれの社外役員についても当社との間に一般株主と利益相反が生じるおそれがある人的関係、資金的関係、または取引関係その他の利害関係はなく、当社は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届出を行っています。

2. 社外役員の選任基準及び独立性判断基準

<取締役候補及び監査役候補の選任基準(概要)>

(1)社外取締役候補及び社外監査役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

- ・会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
 - ・保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
 - ・十分な社会的信用を有すること。
 - ・社外監査役にあつては保険業法等が定める保険会社の監査役の適格性を充足すること。
- 加えて以下イ.～ハ.を満たすこと。

イ. 適格性

会社経営に関する一般常識及び取締役・取締役会の在り方についての基本的理解に基づき、経営全般のモニタリングを行い、アドバイスをを行うために必要な次に掲げる資質を有すること。

- ・資料や報告から事実を認定する力
- ・問題及びリスク発見能力・応用力
- ・経営戦略に対する適切なモニタリング能力及び助言能力
- ・率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性

ロ. 専門性

経営、経理、財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を挙げていること。

ハ. 独立性

次に掲げる者に該当しないこと。

- 当社又は当社の子会社の業務執行者
- 当社の子会社の取締役又は監査役
- 当社を主要な取引先とする者(その直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを、当社又は当社の子会社から受けた者)又はその業務執行者
- 当社の主要な取引先(当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料(除く積立保険料)の2%以上の支払いを当社の子会社に対して行った者)又はその業務執行者
- 当社の上位10位以内の株主(当該株主が法人である場合は当該法人の業務執行者)
- 当社又は当社の子会社が取締役を派遣している会社の業務執行者
- 当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- 過去5年間に於いて上記b. からg. のいずれかに該当していた者
- 過去に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者
- 上記a. からi. までの掲げる者の配偶者又は二親等内の親族

ニ. 通算任期

2015年4月1日以降に新たに就任する社外取締役及び社外監査役の通算任期を次のとおりとする。

- 社外取締役にあつては、4期4年を目処とし、最長8期8年まで再任を妨げない。
- 社外監査役にあつては、原則として1期4年とするが、最長2期8年まで再任を妨げない。

(2)社外取締役以外の取締役候補及び社外監査役以外の監査役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

- ・会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
 - ・保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
 - ・保険業法等が定める保険会社の常務に従事する取締役、監査役の適格性を充足すること。
- 加えて、多様な経験や専門性の高い経験等を有し、リーダーシップの発揮により企業理念を体現すること。

3. 「適合項目に関する補足説明」欄に、社外役員の属性情報として記載すべき「取引」に関し、当社が定めている軽微基準の概要は以下のとおりです。

- 当社との年間取引額が、当社ないし取引先の年間売上高の1%以下の場合
- 本人と当社との個人取引にあつては、当社からの報酬等支払額が年額100万円以下の場合
- 本人が専門的サービス(弁護士など)を提供する団体に所属する場合にあつては、当社から当該団体への報酬等支払額が年額100万円以下の場合

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

執行役員を兼務する取締役の報酬については、会社業績および個人業績に連動する制度としています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

全取締役の報酬等の総額および当該金額のうち社外取締役の報酬等の総額ならびに全監査役の報酬等の総額および当該金額のうち社外監査役の報酬等の総額を開示しています。
平成26年度における当社の取締役に対する報酬その他職務執行の対価の総額は264百万円(うち社外取締役48百万円)、また当社の監査役に対する報酬その他職務執行の対価の総額は76百万円(うち社外監査役25百万円)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬等の額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、業績向上に向けたインセンティブとしての機能、長期的な企業利益・企業価値への貢献、グローバル企業として競争力のある報酬水準などを勘案のうえ、透明性を確保するため社外役員が過半数を占める報酬委員会における審議を経たうえで取締役会の決議により決定することとしております。
各監査役の報酬等の額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査役の協議により決定することとしております。
なお、株主総会の決議により、取締役の報酬は年額5億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)(うち社外取締役年額6,000万円以内。)、監査役の報酬は年額1億1,000万円以内とする旨を定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は総合企画部が、社外監査役は監査役室が補佐する体制としています。
なお、取締役会付議議案については、取締役会の事務局である総合企画部が、社外取締役および社外監査役に事前説明を行います。また、重要なリスク情報等については、社内外を問わず全取締役・監査役に対して随時報告を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

(1) 業務執行、監督の機能

イ. 取締役会

取締役会は、グループ全体の経営重要事項について論議、決定するとともに、取締役、執行役員の職務の執行を監督しています。取締役会は13名(男性12名、女性1名)で構成され、4名の社外取締役を選任することでこれらの機能を一層強化しています。

ロ. グループ経営会議

経営方針、経営戦略、会社およびグループの経営に関する重要な事項について協議するとともに、執行役員による決裁事項についてグループ経営会議規程に基づき、報告を受けることにより具体的な業務執行のモニタリングを行っています。

ハ. ガバナンス委員会(年2回程度)

コーポレート・ガバナンスの状況や方針・態勢に関する事項について、社外取締役全員と取締役会長・取締役社長が協議し、必要に応じ取締役会に提言を行うことを目的とする「ガバナンス委員会」を取締役会傘下の委員会として設置しています。
ガバナンス委員会の委員長は社外取締役の互選により選任されています。

ニ. 課題別委員会

業務執行上の経営的重要事項に関する協議および関係部門の意見の相互調整を図ることを目的に、課題別委員会を設置しています。委員会の協議結果は、必要に応じて担当役員が取りまとめ、取締役会、グループ経営会議等に報告しています。

a. グループ経営モニタリング委員会(事前モニタリング:原則月2回、事後モニタリング:原則月1回)

当社が直接出資するグループ国内保険会社の取締役会および経営会議等の付議事項について報告を受け、当社への承認・報告事項の確認、グループ会社の財務の健全性、リスク管理および業務の適切性の確認を行っています。

b. ERM委員会(原則年4回)

ERMの経営への活用を促進し、健全性を基盤に「成長の持続」と「収益性・資本効率の向上」を図り企業価値の拡大を実現するため、ERMに係る協議・検証を行っています。

c. グループ収益力強化委員会(原則年4回)

グループ全体の収益力強化に向け、事業領域ごとに課題認識を共有し、課題の具体的な対応策等の方向性やその進捗状況の確認を行っています。

d. リスク・コンプライアンス委員会(原則年4回)

グループのリスク管理状況・コンプライアンス態勢のモニタリングおよびこれらの重要事項の協議・調整等を行っています。

e. 情報開示委員会(原則年4回)

財務情報をはじめとする当社グループの企業情報を適正に開示できるよう、業務プロセスを検証し、内部統制の有効性評価を行っています。

f. ブランド委員会(原則年2回)

グループ全体のブランド戦略の方針・計画に関する協議・調整および進捗管理等を行っています。

g. グループシステム委員会(原則月1回)

グループのIT戦略やシステムリスク管理態勢、グループ各社に跨る大規模システム開発等に関する協議・調整および進捗管理等を行っています。

(2) 指名、報酬決定の機能

上記1.にある「指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」補足説明をご覧ください。

(3) 監査・監督の機能

イ. 監査役会

監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役(社外監査役)3名の5名(男性5名)で構成されています。各監査役は、監査役会で定めた監査の

方針・計画等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部の監査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行、内部統制等について監査します。なお、監査役は必要に応じて会社費用により外部アドバイザーを活用することができます。

ロ. 会計監査

有限責任あずさ監査法人を会計監査人に選任しました。なお、当該監査法人と当社との間には特別な利害関係はありません。

(4) 責任限定契約の締結

当社は、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役(4名)及び社外監査役(3名)の各氏との間で、取締役又は監査役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。

執行役員制度を導入し、経営意思決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行を担う「執行役員」の役割を明確化してグループ経営管理の強化を図っています。また、経営から独立した社外人材の視点を取り入れて監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行うため、取締役13名(男性12名、女性1名)のうち4名、監査役5名(男性5名)のうち3名を社外から選任しています。また、取締役会の内部委員会として、「人事委員会」「報酬委員会」を設置し、委員の過半数および委員長を社外取締役としています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第7期定時株主総会の招集通知は、5月29日(金曜日)に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第7期定時株主総会は、6月22日(月曜日)に開催する予定です。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	ホームページに招集通知の英訳を掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「MS&ADインシュアランス グループ ディスクロージャー基本方針」を策定し、情報開示の基本姿勢、基準、方法などについて定めるとともに、ディスクロージャー誌並びにホームページに掲載し開示しています。 http://www.ms-ad-hd.com/company/governance/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	社長を説明者とする個人投資家向けオンライン会社説明会を定期的に行っています。 証券会社等における個人投資家向けの説明会を年数回開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長を説明者とする経営戦略説明会(インフォメーション・ミーティング)を年2回実施しています。 経理担当役員または広報・IR部長を説明者とする決算説明会(電話会議)を四半期ごとに年4回実施しています。 2014年度は、会長、社長を含む当社役員及びグループ会社社長とアナリスト・機関投資家との意見交換会を実施しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	社長及びIR担当役員が北米、欧州、アジア等を定期的に訪問し、海外投資家との面談を行っています。 IR担当役員が、証券会社主催の海外投資家向けコンファレンスに参加しています。 上記のアナリスト・機関投資家向け説明会のプレゼンテーションや質疑応答の内容を英訳し、ホームページに掲載しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://www.ms-ad-hd.com/)に、下記の資料を掲載しています。 ・決算情報を含む適時開示情報(ニュースリリース・トピックス) ・有価証券報告書/四半期報告書 ・会社説明会の資料、動画・音声、質疑応答要旨 ・コーポレート・ガバナンスの状況 ・株主総会招集通知などの株式・社債情報 ・ディスクロージャー誌、CSRレポート、英文アニュアルレポート、クォーターリーレポート、株主通信 また、ニュースリリースなどの掲載時にメール発信も実施しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部を設置し、専任担当者を配置しています。	
その他	英文での開示については、日本語での開示との間に重要な格差が生じないよう努めています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
	「MS&ADインシュアランス グループのCSR取組みの考え方」の中で、以下の「経営理念(ミッション)」「経営ビジョン」「行動指針(バリュー)」をよりどころとし、すべての事業活動を通じ、ステークホルダーに対して社会的責任を果たすことを明確にしています。 ●MS&ADインシュアランス グループの目指す姿 ＜経営理念(ミッション)＞ グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます。 ＜経営ビジョン＞ 持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します。

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p><行動指針(バリュー)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客さま第一 わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します ・誠実 わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します ・チームワーク わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します ・革新 わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します ・プロフェッショナリズム わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します 																																			
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社及び直接出資するグループ国内保険会社とインターリスク総研で環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を維持し、さらに全グループで環境および社会貢献の自主マネジメントシステムを推進しています。本業を通じた地球環境保護の取組みとして、Web約款／ec保険証券や電子契約手続きの普及に取り組んでいます。また、生物多様性保全活動としては、三井住友海上火災保険株式会社(以下「三井住友海上」といいます。)ではインドネシアで熱帯林修復・再生活動を継続しています。</p>																																			
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>ステークホルダーが、公平に、正しく、かつ速やかに重要情報を認識できるよう、MS&ADインシュアランス グループ ディスクロージャー基本方針を策定しています。 http://www.ms-ad-hd.com/company/governance/disclosure.html</p>																																			
その他	<p>当社グループでは、次の“共同宣言”を策定して、女性社員の更なる活躍を推進しています。</p> <p><共同宣言></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. キャリア形成支援のため、知識を高め、視野を広げる機会を提供します。 2. 仕事と生活の両立支援のため、働き続ける意欲のある社員への支援策を実行します。 3. 風土醸成のため、女性がチャレンジしやすい職場環境づくりを推進します。 <p>女性役員については、当社、三井住友海上及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下「あいおいニッセイ同和損保」といいます。)でそれぞれ社外取締役が就任しています。また、三井住友海上で社外監査役が就任、あいおいニッセイ同和損保では執行役員1名が就任しており、グループでは合計5名が女性です。当社社員の男女別構成は、男性25名・女性1名となっています。</p> <p>また、女性管理職育成・キャリア形成支援についても、グループ各社で積極的に実施しています。</p> <p>三井住友海上では、次世代を担うことを期待される女性社員を養成する「MSI女性リーダースクール」、女性社員の成長機会をこれまで以上に幅広く拡大する「海外研修・MBA取得等の支援」や「ブロック本部内転居転勤制度」などを導入しています。</p> <p>あいおいニッセイ同和損保では、女性管理職の育成のための「女性基幹職キャリアアップセミナー」や女性社員の役割拡大を推進する「部門別役割拡大セミナー」、役員等が女性管理職をサポートする「女性管理職メンター制度」などを導入しています。</p> <p>三井住友海上あいおい生命保険株式会社(以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。)では、役員等が女性管理職や管理職候補の女性社員の成長をサポートする「役員メンター制度」の導入や、将来に向けたキャリアビジョンの形成を目的に「女性社員イキイキ座談会」の実施、「新しい働き方イメージBOOK」の作成・配布などを行っています。</p> <p>【管理職に占める女性比率】*各翌年4月1日現在、カッコ内は人数</p> <table border="1"> <tr> <td>三井住友海上</td> <td>2012年度</td> <td>2.1%(90)</td> <td>2013年度</td> <td>2.9%(120)</td> <td>2014年度</td> <td>4.0%(163)</td> </tr> <tr> <td>あいおいニッセイ同和損保</td> <td>2012年度</td> <td>4.0%(141)</td> <td>2013年度</td> <td>4.4%(159)</td> <td>2014年度</td> <td>5.3%(191)</td> </tr> <tr> <td>三井ダイレクト損保</td> <td>2012年度</td> <td>1.8%(1)</td> <td>2013年度</td> <td>1.8%(1)</td> <td>2014年度</td> <td>1.7%(1)</td> </tr> <tr> <td>三井住友海上あいおい生命</td> <td>2012年度</td> <td>1.2%(3)</td> <td>2013年度</td> <td>2.1%(6)</td> <td>2014年度</td> <td>3.6%(10)</td> </tr> <tr> <td>三井住友海上プライマリー生命</td> <td>2012年度</td> <td>6.4%(10)</td> <td>2013年度</td> <td>6.7%(10)</td> <td>2014年度</td> <td>7.4%(12)</td> </tr> </table> <p>【女性の役員・管理職登用に關する自主行動計画】</p> <p>《三井住友海上》(2014年度提出)</p> <p>三井住友海上は、意欲ある女性社員が様々なステージにチャレンジできる機会の提供や、ライフサイクルに合わせた働き方ができる環境整備など、女性活躍推進に積極的に取り組んできました。その結果、この3年間で女性管理職は約2倍に増加し、2014年の課長昇進者のうち約25%が女性社員となっています。今年度よりスタートした中期経営計画においても女性活躍推進を人材戦略の柱の一つとして掲げており、女性リーダースクール等のキャリア形成に向けた各種研修や、仕事と家庭の両立に向けた支援策の拡充によって、真に実力のある女性管理職を着実に排出し、2020年までに女性管理職を現状の4倍以上とすることを目指します。</p> <p>《あいおいニッセイ同和損保》(2014年度提出)</p> <p>あいおいニッセイ同和損保では、ダイバーシティ推進を重要な経営戦略と位置づけており、すべての社員がいきいきとやりがいを持って働ける職場を目指しています。これまでトップの強力なメッセージの下、各種環境整備など女性活躍推進に積極的に取り組んできました。その結果、この7年間で女性管理職比率は0.7%から4.4%まで増加しました。今後、女性管理職比率は2017年度末までに8%、課長補佐以上の女性比率は2020年までに30%を目指します。主な取り組みとしては、女性リーダー層に特化した研修や男性上司との合同研修、更には役員によるメンター制度の実施などによって、更なる育成に取り組んでいきます。</p> <p>《三井住友海上あいおい生命》(2015年度提出)</p> <p>三井住友海上あいおい生命は、女性の活躍を会社の成長に不可欠な戦略と位置づけて取り組んでいます。女性のみで構成されたプロジェクトチームが「女性がより活き活きと働いている会社」「自然に女性管理職が増えていく会社」をコンセプトに経営に提言。提言をもとに女性管理職対象の「役員メンター制度」や様々な部署の女性社員が自由に意見交換する「イキイキ座談会」等女性目線で企画された施策を実施し、女性の一層の活躍を支援する環境作りを進めています。今後は、職場単位でのサポート強化、柔軟な昇進運営等も並行して進め、2020年までに課長代理の女性比率を50%に高めるとともに課長以上を現状の5倍以上とすることを目指します。</p> <p>なお、女性活躍の推進を含めたCSRに関わる報告を、インターネットホームページ上で広く開示しています。 http://www.ms-ad-hd.com/csr/employee/diversity.html</p>	三井住友海上	2012年度	2.1%(90)	2013年度	2.9%(120)	2014年度	4.0%(163)	あいおいニッセイ同和損保	2012年度	4.0%(141)	2013年度	4.4%(159)	2014年度	5.3%(191)	三井ダイレクト損保	2012年度	1.8%(1)	2013年度	1.8%(1)	2014年度	1.7%(1)	三井住友海上あいおい生命	2012年度	1.2%(3)	2013年度	2.1%(6)	2014年度	3.6%(10)	三井住友海上プライマリー生命	2012年度	6.4%(10)	2013年度	6.7%(10)	2014年度	7.4%(12)
三井住友海上	2012年度	2.1%(90)	2013年度	2.9%(120)	2014年度	4.0%(163)																														
あいおいニッセイ同和損保	2012年度	4.0%(141)	2013年度	4.4%(159)	2014年度	5.3%(191)																														
三井ダイレクト損保	2012年度	1.8%(1)	2013年度	1.8%(1)	2014年度	1.7%(1)																														
三井住友海上あいおい生命	2012年度	1.2%(3)	2013年度	2.1%(6)	2014年度	3.6%(10)																														
三井住友海上プライマリー生命	2012年度	6.4%(10)	2013年度	6.7%(10)	2014年度	7.4%(12)																														

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

会社法および会社法施行規則(2015年5月1日施行)に基づき決定した「MS&ADインシュアランス グループ 内部統制システムに関する基本方針」の概要は以下のとおりであり、本方針に基づき体制を整備しております。

<MS&ADインシュアランス グループ内部統制システムに関する基本方針(概要)>

- イ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
直接出資会社との間で締結する経営管理契約に基づき、グループの基本方針について遵守を求めるとともに、以下aからdの内容を含めた業務の適性を確保するための体制を整備する。また、原則として、直接出資会社の子会社(会社法および保険業法上の子会社)については、経営管理契約に基づき、直接出資会社が適切に経営管理を行う。
- a. 直接出資会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
直接出資会社の重要事項について、当社の承認又は当社への報告を求める。
- b. 直接出資会社の取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制(下記ロ)
- c. 直接出資会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(下記ハ)
- d. 直接出資会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(下記ニ)
- ロ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を導入するとともに社外取締役を選任し、取締役の員数を15名以内とする。
- b. 当社の取締役会は、取締役および執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を制定し、遂行すべき職務及び職務権限を明確にする。
- c. 当社の取締役会は、グループ経営計画を策定し、当社及びグループ会社の全役員にその浸透を図るとともに、その実現に向け、事業分野別の目標数値を設定、適切な経営資源の配分を行う。
- d. 当社の執行役員は、当社及び直接出資会社の業務執行状況(業績概況を含む)を取締役に報告する。当社の取締役会は、報告内容を踏まえ、必要に応じて、目標の修正又は経営資源の追加配分等の対応を行う。
- ハ 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a. 当社及びグループ会社は、当社の取締役会が策定する「MS&ADインシュアランス グループ コンプライアンス基本方針」に従い、全役員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行う。また、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、全役員に反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢を臨み、不当、不正な要求に応じない旨を徹底する。
- b. 当社及びグループ会社におけるコンプライアンスの推進・徹底を図るため、コンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備し、グループ全体のコンプライアンス推進状況を定期的に取締役会に報告する。また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行い、同委員会を確認された課題について必要な措置を講じる。なお、組織又は個人による違法・不正・反倫理的行為について、全役員が社内及び社外の窓口に直接通報できるグループ内部通報制度を設ける。
- ニ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(統合リスク管理体制)
- a. 「MS&ADインシュアランス グループ リスク管理基本方針」に従い、当社及びグループ会社で基本的な考え方を共有するとともに、統合リスク管理を適切に行うため、リスク管理部門などの組織・体制を整備し、グループ全体のリスク及びリスク管理状況を定期的に取締役会に報告する。また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク及びリスク管理状況のモニタリングを行い、同委員会における協議結果(統合リスク管理(定量)確認結果を含む)に基づきリスクの回避・削減などの必要な措置を講じる。
- b. グループ会社の危機管理・事業継続態勢の整備・運営状況を確認するとともに、グループ全体の危機管理・事業継続態勢の実効性向上に努める。
- ホ 財務報告の信頼性を確保するための体制
「MS&ADインシュアランス グループ 情報開示統制基本方針」に従い、財務情報その他グループに関する情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。情報開示委員会は、当社及びグループ会社における「財務報告に係る内部統制」の整備・運用状況並びに情報開示統制の有効性を検証する。また、監査役のうち最低1名は経理又は財務に関して十分な知識を有する者を選任する。
- ヘ 内部監査の実効性を確保するための体制
「MS&ADインシュアランス グループ 内部監査基本方針」に従い、グループ全ての業務活動を対象として内部監査体制を整備し、効率的かつ実効性のある内部監査を実施する。当社の内部監査部門は、当社及びグループ国内保険会社等が実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、被監査部門における改善状況等を当社の取締役会に報告する。
- ト 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。
- チ 監査役監査の実効性を確保するための体制
- a. 監査役を補助すべき使用人、当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
監査役を補助するため、監査役室を設け専任の職員を置く。監査役室の組織変更、上記職員の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、人事考課についても監査役会が定める監査役と協議のうえ行う。
- b. 監査役への報告に関する体制
取締役及び執行役員は、法令に定める事項のほか、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況及び内容を、監査役会との協議により定める方法により、遅滞なく監査役会に報告する。また、当社及びグループ会社の役員は、経営上重大な違法・不正・反倫理的行為について、監査役に直接内部通報することができるものとする。当社及びグループ会社は、これらの報告を実施した役員について、当該報告を実施したことを理由として不利な取扱いを行わない。
- c. その他
監査役は、グループ経営会議等の重要な会議に出席する。また、取締役会長、取締役社長及び代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換を行い、内部監査部門は監査役の監査に協力する。当社は、監査役から会社法第388条に基づく費用の請求等を受けた場合、同条に従い手続きを行う。

(2) 内部統制システムに関する整備状況

当社及び直接出資会社においては、年1回自己点検を行うとともに、監査役による監査を実施し、各社の取締役会で体制整備状況(構築・運用)を確認するとともに、認識した課題について改善を図っています。2014年度においても、掲題基本方針に基づいて体制が構築されていることを確認しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢を臨み、不当、不正な要求には応じない旨を全役員に徹底します。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- イ. 当社は、「MS&ADインシュアランス グループ 反社会的勢力に対する基本方針」において全役員が共有する基本姿勢と対応方針を定め、社内外に公表しています。
- ロ. 当社は、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を定めるとともに、反社会的勢力に関する対応マニュアルを定め、社内公表しています。
- ハ. 当社は、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を築き、情報収集や相談を積極的に行える態勢を構築しています。
- ニ. 当社は、反社会的勢力に関する社内研修を定期的に実施しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

(1) 基本的な姿勢

当社においては、情報開示に係るコンプライアンスの観点及び企業の社会的責任を果たすうえで、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行うことが不可欠との認識のもと、開示書類を適時かつ適正に作成するための統制を構築するとともに、情報開示統制の有効性を評価し、開示書類の記載内容の適正性を確認するための情報開示統制及び手続に関する社内規程を制定しています。

(2) 社内の統制

イ. 情報開示委員会

取締役会の決議により、情報開示委員会を設置しています。情報開示委員会は、企画部門・経理部門その他情報開示に関連する各部門を担当する役員及び部長並びに社外取締役により構成し、情報開示に関する審議や開示情報の適正性の検証等を行っています。

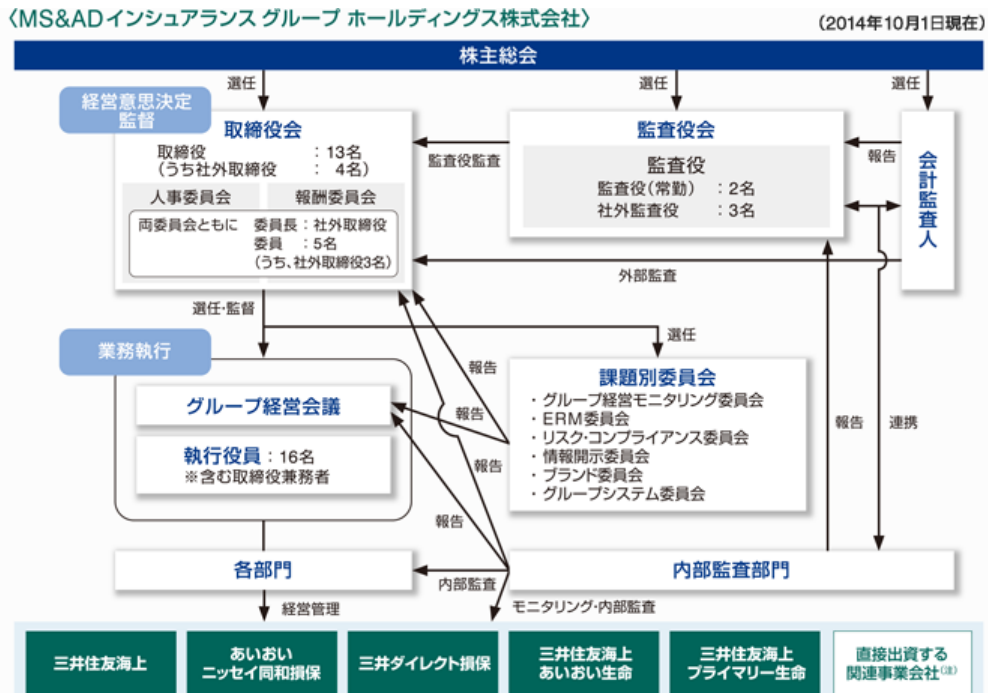
ロ. 情報開示に関する統制及び手続

上記(1)の社内規程に基づいて、以下の各部門がそれぞれの役割を果たすとともに、部門内の統制の有効性や手続の適切性について定期的に検証しています。

- 当社各及び子会社は、取締役会・グループ経営会議への付議事項、担当役員への報告事項等につき、証券取引所が定める適時開示項目に該当するか否かを判断します。
- 上記a.において、適時開示項目に該当すると判断した場合は、当社各及び子会社は、その内容を人事・総務部長に報告します。
- 人事・総務部長は、上記b.の報告を受けたときは、適時開示の要否の最終判断を行い、適時開示項目に該当する場合は、所定の手続により、情報開示を行います。
- 情報開示委員会は、適時開示を行う内容について報告を受け、その適正性を検証します。なお、必要に応じ、情報開示委員会において、事前に協議を行います。

ハ. 情報開示に関する統制の監査

監査部は、定期的に、情報開示統制及び手続を対象とする内部監査を実施し、監査結果を取締役に報告します。



(注) 関連事業会社は、インターリスク総研、MS&ADビジネスサポート、MS&ADスタッフサービス、MS&ADシステムズ、MS&AD事務サービス、MS&AD基礎研究所、MS&ADローンサービス、安心ダイヤルの8社です。

【適時開示体制の概要】

